

2023年9月8日

各 位

会 社 名 株式会社エイチーム
代表者名 代表取締役社長 林 高生
(コード番号: 3662)
問合せ先 社長室長 森下 真由子
(TEL. 052-747-5573)

監査等委員会設置会社への移行、定款の一部変更及び役員の異動に関するお知らせ

当社は、2023年9月8日開催の取締役会において、2023年10月26日開催予定の第24回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。またこれに伴い、定款の一部変更及び監査等委員会設置会社移行後の役員の異動に関する議案を同株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

移行の目的

取締役会の監査・監督機能の強化、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、コーポレート・ガバナンスのより一層の充実と経営の公正性・透明性・効率性の向上を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行することいたしました。

2. 定款一部変更の件

a. 変更の目的

上記1.に記載の監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設を行うものであります。

②当会社の代表取締役を指す表記を「取締役社長」から「代表取締役」へ変更するものであります。

③その他、表記ゆれ等の一部字句の修正を行うものであります。

b. 変更内容

定款変更の内容は別紙「定款変更案」をご参照ください。

c. 日程

定款変更のための株主総会 2023年10月26日（木曜日）

定款変更の効力発生日 2023年10月26日（木曜日）

3. 役員の異動について

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

氏名	新役職名	現役職名
はやし たかお 林 高生	代表取締役社長	代表取締役社長
なかうち ゆきまさ 中内 之公	取締役 エンターテインメント事業本部長	取締役 エンターテインメント事業本部長
ませ ふみお 間瀬 文雄	取締役 ライフスタイルサポート事業本部長	取締役 ライフスタイルサポート事業本部長
よしざき りょうすけ 吉崎 亮介	社外取締役	社外取締役

b. 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名	現役職名
かとう じゅんや 加藤 淳也	社外取締役 監査等委員	社外取締役
やまだ かずお 山田 一雄	社外取締役 監査等委員	社外監査役
きたがわ ひろみ 北川 ひろみ	社外取締役 監査等委員	—

c. 新任取締役候補者の略歴

氏名 (生年月日)	略歴
北川 ひろみ (1962年11月4日生)	<p>1996年4月 弁護士登録 南館法律事務所 入所</p> <p>2003年7月 南館・北川法律事務所 パートナー弁護士</p> <p>2014年4月 中部弁護士会連合会理事</p> <p>2016年4月 愛知県弁護士会副会長</p> <p>2017年4月 南山大学法務研究科教授（現任）</p> <p>2018年9月 公認不正検査士・CFE (Certified Fraud Examiner) 資格認定</p> <p>2022年4月 弁護士法人 GROWTH 代表社員（現任）</p> <p>2022年6月 日本空調サービス株式会社 社外取締役（現任）</p>

d. 異動予定日

2023年10月26日

以上

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第2条 (目的) 当会社は次の事業及びこれに関連する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. ~19. (条文省略) 20. 古物の売買ならびにその受託販売 21. ~28. (条文省略)	第2条 (目的) 当会社は、次の事業及びこれに関連する事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。 1. ~19. (現行どおり) 20. 古物の売買並びにその受託販売 21. ~28. (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第9条 (株主名簿管理人) (条文省略) II. 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。	第9条 (株主名簿管理人) (現行どおり) II. 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。
III. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社はこれを取り扱わない。	III. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社はこれを取り扱わない。
第10条 (株式取扱規程) 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。	第10条 (株式取扱規程) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 II. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。	第13条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって代表取締役がこれを招集し、その議長となる。 II. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第18条 (取締役の員数) 当会社の取締役は <u>7名以内</u> とする。 (新設)	第18条 (取締役の員数) 当会社の取締役は、4名以上とする。 II. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</u>

現行定款	変更案
<p>第 19 条 (取締役の選任) (新設)</p> <p>当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>II. (条文省略) (新設)</p>	<p>第 19 条 (取締役の選任) 当会社の取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>II. 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>III. (現行どおり)</p> <p>IV. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p>
<p>第 20 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 20 条 (取締役の任期) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>II. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>III. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>IV. 会社法第 329 条 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第 21 条 (役付取締役) 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第 21 条 (代表取締役及び役付取締役) 代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。</p> <p>II. 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長及び取締役社長各 1 名、並びに取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p>
<p>第 22 条 (代表取締役) 取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>II. 取締役会の決議によって、取締役社長のほかに、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。</p>	<p>第 22 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>II. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p>
第 23 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。	
II. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。	

現行定款	変更案
<p>第 24 条 (取締役会の招集手続き) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>II. 前項にかかわらず、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>第 25 条～第 26 条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第 23 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>II. 前項にかかわらず、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</p> <p>第 24 条～第 25 条 (現行どおり)</p>
<p>第 28 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 第 30 条 (監査役および監査役会の設置) 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p>第 26 条 (重要な業務執行の決定の委任) 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第 28 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p>
<p>第 31 条 (監査役の員数) 当会社の監査役は 4 名以内とする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>
<p>第 32 条 (監査役の選任) 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>II. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>III. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>II. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条 (常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>第 35 条 (監査役会の招集手続き) <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u> <u>II. 前項にかかわらず、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>第 36 条 (監査役会の決議) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>第 37 条 (監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>第 38 条 (監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>第 39 条 (監査役の責任免除) <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる。</u> <u>II. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
(新設) (新設)	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 30 条 (監査等委員会の設置) <u>当会社は、監査等委員会を置く。</u></p>
(新設)	<p>第 31 条 (常勤の監査等委員) <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p>第 32 条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>II. 前項にかかわらず、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。</u></p>
(新設)	<p>第 33 条 (監査等委員会の決議) <u>監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
(新設)	<p>第 34 条 (監査等委員会規程) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
第6章 会計監査人 第40条～第42条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第35条～第37条 (現行どおり)
第43条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、取締役会の委任により取締役社長が監査役会の同意を得て定める。	第38条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、取締役会の委任により代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第7章 計 算 第44条～第46条 (条文省略)	第7章 計 算 第39条～第41条 (現行どおり)
第47条 (期末配当金等の除斥期間) 当会社の期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 II. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。	第42条 (期末配当金等の除斥期間) 当会社の期末配当金及び中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。 II. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。
(新設)	(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第24回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。